## 2021年度の作業停止計画調整における 各期日について

2021年2月26日

電力広域的運営推進機関



■ 業務規程第11章別表11-2に基づき、2021年度の当機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日および当機関が承認する作業停止計画の具体的な期日を定めましたので、お知らせいたします。

添付資料1:2021年度 作業停止計画関連スケジュール

添付資料2:2022年4月・5月分の月間作業停止計画の提出について

○連絡・問合せ先:運用部 sagyouteishi@occto.or.jp

【'22~'23年度分】 広域連系系統等原案共有

【'22~'23年度分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先:広域機関

【'22~'23年度分】 広域連系系統等調整案共有

【'22〜'23年度分】 広域機関での調整申出期日

【'22~'23年度分】 発電設備最終案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関⇒一般送配電

['22~'23年度分] **2022年2月下旬頃 ※** (広域機関の承認)

【'22~'23年度分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関

【年間計画】

2021/10/28 (木)

2021/10/29 (金)

2021/11/8 (月)

2021/12/28 (火)

2022/1/24 (月)

2022/2/9 (水)

2022/2/10 (木)

2022/3/1 (火)

## 2021年度 作業停止計画関連スケジュール

【月間計画】												
日 4月 (5~6月分)	5月	6月 [7~8月分]	7月	8月	9月	В	10月	11月	12月	1月	2月 ※1	3月 ※2
1 木 発電設備原案提出期日提出先:広域機関一一級公司機関 (5~6月分)	±	発電設備原案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者 【7~8月分】	[8~9月分] 希雷設備原案提出期日 是出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者 [8~9月分]	[9~10月分]	【10~11月分】 外電影幅原案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→般送配電事業者	1 金	【11~12月分】 広球連系系統等原案提出期日 注提出先:広域機関	【12~1月分】 発電設備原案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→ - 般送配電事業者	【1~2月分】 発電設備原案提出期日 提出先: 瓜⇒機関 広域機関	±	【3~4月分】 発電設備原築提出期日 提出先:広域機関 広域機関 広域機関	【4~5月分】 発電設備原案提出期日 提出先:広域機関 広域機関 広域機関
2 金 提出先: 広域機関	В	広域連系系統等原案提出期日 水 提出先: 広域機関	広域連系系統等原案提出期日 金 提出先:広域機関	広域連系系統等原案提出期日 提出先:広域機関	広域達系系統等原案提出期日 木 提出先:広域機関	2 ±	=	【12~1月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先:広域機関	【1~2月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先:広域機関	В	【3~4月分】 広域連系系統等原案提出期日 水 提出先: 広域機関	【4~5月分】 広域連系系統等原案提出期日 水 提出先:広域機関
3 ±	月	【7~8月分】 広域連系系統等原案共有 木	±	【9~10月分】 広域連系系統等原案共有 火	【10~11月分】 広域連系系統等原案共有	3 🗄	3	水	【1~2月分】 広域連系系統等原案共有 金	月    年末年始休業日	【3~4月分】 広域連系系統等原案共有	【4~5月分】 広域連系系統等原案共有
<b>4</b> B	火	金	В	水	±	4 月	【11~12月分】 広域連系系統等原案共有	【12~1月分】 広域連系系統等原案共有	±	【2~3月分】 広域連系系統等原案提出期日 提出先:広域機関	金	金
5 月 [5~6月分] 広域連系系統等原案共有	水	土	【8~9月分】 広域連系系統等原案共有 月	木	В	5 火	4	金	В	【2~3月分】 広域連系系統等原案共有 水	±	±
<b>6</b> 火	【6~7月分】 広域連系系統等原案共有 木	В	火	【9~10月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	月	6 水		±	月	木	В	В
7 水 [5~6月分] 水電路隙調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	金	Я	【8~9月分】 発電設備調整案提出期日 水 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	±	【10~11月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	7 *	【11~12月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	8	【1~2月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【2~3月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	Я	Я
8 木 提出先:広域機関	±	【7~8月分】 养電設備調整案提出期日 火 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【8~9月分】 広域連系系統等調整案提出期日 木 提出先:広域機関	В	【10~11月分】 広域連系系統等調整案提出期日 水 提出先:広域機関	8 🛳	【11~12月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先:広域機関	A	【1~2月分】 広域連系系統等調整案提出期日 水 提出先:広域機関	±	【3~4月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	【4~5月分】 秀電設備調整案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→ 一般送配電事業者
9 金 [5~6月分] 広域連系系統等調整案共有	В	【7~8月分】 広域連系系統等調整案提出期日 水 提出先: 広域機関	【8~9月分】 広域連系系統等調整案共有 金	月	【10~11月分】 広域連系系統等調整案共有 木	9 ±		【12~1月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【1~2月分】 広域連系系統等調整案共有	В	【3~4月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先:広域機関	【4~5月分】 広域連系系統等調整案提出期日 水 提出先:広域機関
10 ±	【6~7月分】 発電設備調整案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【7~8月分】 広域連系系統等調整案共有 木	±	【9~10月分】 広域連系系統等調整案提出期日 火 提出先:広域機関	金	10	3	【12~1月分】 広域連系系統等調整案提出期日 水 提出先:広域機関	金	月	[3~4月分] 広域連系系統等調整案共有 木	【4~5月分】 広域連系系統等調整案共有 木
11 🖽	【6~7月分】 広域連系系統等調整案提出期日 火 提出先:広域機関	金	8	【9~10月分】 広域連系系統等調整案共有 水	±	11 月	【11~12月分】 広域連系系統等調整業共有	【12~1月分】 広域連系系統等調整案共有 木	±	【2~3月分】 広域連系系統等調整案提出期日 提出先:広域機関	金	金
<b>12</b> 月	【6~7月分】 広域連系系統等調整案共有 水	土	A	木	В	12 火	t .	金	В	【2~3月分】 広域連系系統等調整案共有 水	±	±
13 火 [5~6月分] 広域機関での調整申出期日	木	8	【8~9月分】 広域機関での調整申出期日 火	【9~10月分】 広域機関での調整申出期日 金	【10~11月分】 広域機関での調整申出期日	13 🛪	【11~12月分】 広域機関での調整申出期日	±	【1~2月分】 広域機関での調整申出期日	木	В	В
14 x	【6~7月分】 広域機関での調整申出期日 金	【7~8月分】 広域機関での調整申出期日	ok	±	【10~11月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関⇒一般送配電事業者	14 木		8	火	【2~3月分】 広域機関での調整申出期日	[3~4月分] 広域機関での調整申出期日	[4~5月分] 広域機関での調整申出期日
15 木 (5~6月分) 充電設備最終案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	土	【7~8月分】 発電設備最終案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【8~9月分】 発電設備最終案提出期日 木 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	В	【10~11月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	15 🛳	【11~12月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【12~1月分】 広域機関での調整申出期日	【1~2月分】 発電設備最終案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	±	【3~4月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【4~5月分】 発電設備最終案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者
16 金 [5~6月分] 広域連系系統等最終案提出期日提出先:広域機関	В	【7~8月分】 広域連系系統等最終案提出期日 水 提出先:広域機関	【8~9月分】 広域連系系統等最終案提出期日 金 提出先:広域機関	月	【10月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	16 ±		【12~1月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【1~2月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	В	【3~4月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	【4~5月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関
17 ±	【6~7月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【7月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 木 (広域機関の承認)	±	【9~10月分】 発電設備最終案提出期日 火 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	【10月分】 広域連系系統等作業停止計画共有処理日	17 🖯	3	【12~1月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	【1月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 金 (広域機関の承認)	【2~3月分】 発電設備最終案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	[3月分] 広域連系系統等作業停止計画承認 木 (広域機関の承認)	【4月分】 広域達系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)
18 🖽	【6~7月分】 広域連系系統等最終案提出期日 火 提出先:広域機関	【7月分】 広域連系系統等作業停止計画共有処理日	В	【9~10月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	±	18 月	【11~12月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	【12月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	±	【2~3月分】 広域連系系統等最終案提出期日 提出先:広域機関	【3月分】 広域連系系統等作業停止計画共有処理日	(4月分) 広域連系系統等作業停止計画共有処理日
19 月 (5月分) 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	【6月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 水 (広域機関の承認)	±	[8月分] 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	[9月分] 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	В	19 火	【11月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	【12月分】 広域連系系統等作業停止計画共有処 建日	В	【2月分】 広域連系系統等作業停止計画承認 (広域機関の承認)	±	±
20 火 (5月分) 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	【6月分】 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	[7月分] 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	[8月分] 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	【9月分】 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	[10月分] 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	20 水	【11月分】 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	【12月分】 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	【1月分】 広域達系系統等作業停止計画共有 (公表)	【2月分】 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	[3月分] 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)	日 [4月分] 広域連系系統等作業停止計画共有 (公表)
21 ×	金	月	yk	±	火	21 *	7	В	火	金	Я	月
<b>22</b> *	±	火	木	В	水	22 🛳	È	月	水	±	火	火
<b>23</b> 金	В	冰	<b>金</b>	A	*	23 ±		火	*	В	冰	水
24 ±	月	木	±	火	金	24 🖯	3	水	金	A	*	*
25 日	火	金	8	水	±	25 月	1	*	±	火	金	金
<b>26</b> 月	水	±	A	木	В	26 火	t l	金	В	水	±	±
<b>27</b> 火	木	В	火	金	Я	27 水		±	A	*	В	В
28 水電設備原案提出期日提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	金	Я	ok .	±	火	28 木	7	В	【2~3月分】 発電設備原案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	金	A	Я
29 x	±	火	*	B	水	29 🛳	È	月	水    年末年始休業日	±		火
30 金 [6~7月分] 広域連系系統等原案提出期日 提出先:広域機関	В	冰	【9~10月分】 発電設備原案提出期日 提出先:広域機関 広域機関→一般送配電事業者	月	【11~12月分】 発電設備原案提出期日 提出先: 広域機関 広域機関→一般送配電事業者	30 ±		火	木    年末年始休業日	В		水
31	月		±	火		31	3		金年末年始休業日	月		木

<sup>※1 3</sup>月分、4月分の提出の取扱いについては添付資料2のとおり※2 4月分、5月分の提出の取扱いについては添付資料2のとおり需給調整市場(三次調整力①)における入札受付開始、系統抑制通知期限であり、作業停止計画の承認日はこの日よりも前に設定する必要がある。

■ 2022年4月・5月分の月間作業停止計画の提出については、2022・2023年 度分の年間作業停止計画の共有(公表)が2022年3月1日であり、該当月の月間 作業停止計画の提出に間に合わないことから、以下のとおりとします。

「一」は提出期日

		3	月・4月分	(2月提出	)	4月•5月分(3月提出)※1			
	発電設備			広	域連系系統	等	発電設備	広域連系系統等	
	原案 [2/1]	調整案 [2/8]	最終案 [2/15]	原案 [2/2]	調整案 [2/9]	最終案 [2/16]	原案 [3/1]	原案 [3/2]	
3月分		通常どおり	)	通常どおり					
4月分	の4月分を	亭止計画( 5月間計画。 こて複写す	とみなし、	同左			年間作業停止計画共有(3/1)後、 当日中に広域機関にて該当月 分を月間計画として複写する ため、提出不要	左記のとおり広域機関にて対応するため、 <u>提出不</u> 要(年間共有以降、3/2までに変更のあった件名のみ提出)	
5月分							同上	同上	

※1 調整案以降は通常どおり提出